

## 資料編

### 1 苫小牧市介護保険事業等運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 苫小牧市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「介護保険事業計画等」という。）の推進並びに高齢者保健福祉事業及び介護保険事業（以下「介護保険事業等」という。）の円滑かつ適切な実施にあたり、広く市民及び関係者の意見を反映させるため、苫小牧市介護保険事業等運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 介護保険事業計画等の策定に関する事項
- (2) 介護保険事業計画等の進行管理及び評価に関する事項
- (3) 介護保険事業等における施策の実施及び推進に関する事項
- (4) 前3号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 被保険者
- (2) 介護保険事業等に関し学識又は経験を有する者
- (3) 介護サービスを提供する事業者及び施設を代表する者

3 委員の一部は、別に定めるところにより公募する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の再任は妨げない。ただし、公募委員については連続して2期を限度とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により決定する。

3 副委員長は、委員長の指名により決定する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議等の公開)

第8条 委員会の会議及び会議録（以下、「会議等」という。）は、公開とする。ただし、個人のプライバシーに対する配慮その他公開しないことにつき、特別な理由があるものとして委員会に諮り、特に公開しない旨の決定を行ったときは、当該会議等の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉部介護福祉課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に委嘱される委員の任期は、平成19年3月31日までとする。

3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

4 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 2 苫小牧市介護保険事業等運営委員会委員名簿

(敬称略) 令和3年3月31日現在

	役 職	団 体 名 等	委 員 名
1	委員長	苫小牧市医師会	ホリタ テツヤ 堀田 哲也
2	副委員長	苫小牧歯科医師会	アベ マサト 阿部 雅人
3	委 員	北海道看護協会苫小牧支部	アキヤマ エツコ 秋山 悦子
4	〃	苫小牧ケアマネジャー連絡会	オйкаワ ハルアキ 及川 治晃
5	〃	北海道老人保健施設協議会	オオタ ユウコ 太田 由子
6	〃	苫小牧市社会福祉施設連絡協議会	オノ セイイチ 尾野 清一
7	〃	公 募 委 員	カサギ ショウイチ 笠木 庄一
8	〃	苫小牧市社会福祉協議会	サクライ ヒロキ 櫻井 宏樹
9	〃	苫小牧市民生委員児童委員協議会	シゲモト キヨシ 重本 清
10	〃	公 募 委 員	タナカ ケンイチ 田中 憲一
11	〃	北海道薬剤師会苫小牧支部	テラグチ ハジメ 寺口 元
12	〃	苫小牧市老人クラブ連合会	ナガタ マサアキ 長田 昌聰
13	〃	高齢者等の地域ケアを進める会	ミスミ マサヒコ 三隅 雅彦
14	〃	苫小牧市ボランティア連絡協議会	ヤマモト シゲオ 山本 茂夫

### 3 苫小牧市介護保険事業等運営委員会 開催経過

開催日	議事内容
平成 31 年 3 月 20 日	・ 第 7 期介護保険事業計画の運営状況等について
令和元年 8 月 26 日	・ 第 7 期介護保険事業計画について
令和元年 11 月 26 日	・ 第 7 期介護保険事業計画の進捗状況について ・ 第 8 期介護保険事業計画のアンケート調査等について
令和 2 年 10 月 6 日	・ 第 7 期介護保険事業計画における令和元年度事業の実施状況について ・ 第 8 期介護保険事業計画の策定スケジュール等について
令和 2 年 11 月 25 日	・ 第 8 期介護保険事業計画の素案について
令和 3 年 3 月 16 日	・ 第 8 期介護保険事業計画について

#### 4 持続可能な開発目標（SDGs エス・ディー・ジーズ）

持続可能な開発目標（SDGs）は、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。本計画では、地域住民、行政や企業との協働利用するため各施策について、SDGsのゴール（目標）に紐づけを実施しました。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目標1（貧困）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4（教育）	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5（ジェンダー）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
目標6（水・衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7（エネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8（経済成長と雇用）	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
目標9（インフラ、産業化、イノベーション）	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10（不平等）	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11（持続可能な都市）	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12（持続可能な生産と消費）	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13（気候変動）	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14（海洋資源）	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15（陸上資源）	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16（平和）	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17（実施手段）	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。



## 5 用語集

### 《か行》

#### 介護医療院

地域包括ケアシステムの5要素（医療、介護、生活支援、予防、住まい）のうち、介護療養型医療施設が持つ「医療」「介護」「生活支援」に加え、「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設のこと。

#### 介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護保険制度で、利用者の生活や介護に関する相談に応じるとともに、利用者がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市区町村、サービスを提供する事業所、施設などとの連絡調整等を行う人のこと。

#### 介護予防支援

要支援1又は要支援2の認定を受けた方が、自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、ケアプラン（介護予防サービス計画）の作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行うこと。

#### 介護予防住宅改修

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、住所地（住民票に登録されている住所）の住宅に手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際、20万円を上限に（うち1割～3割が自己負担）費用を支給するサービス。

#### 介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりを組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練などが受けられるサービス。

#### 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、福祉施設に短期間入所し、宿泊しながら日常生活上の支援や機能訓練が受けられるサービス。

#### 介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、医療施設に短期間入所し、宿泊しながら医療上のケアを含む介護を受けられるサービス。

#### 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行うサービス。

### **介護予防特定施設入居者生活介護**

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービス。

### **介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）**

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービス。少人数（5人～9人）の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせ、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指す。

### **介護予防認知症対応型通所介護（デイサービス）**

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、認知症の方がデイサービスセンターなどに通い、機能訓練などが受けられるサービス。

### **介護予防福祉用具貸与**

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸し出すサービス。

### **介護予防訪問看護**

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、疾患等を抱えている方を看護師などが訪問して、療養上の世話や診察の補助を行うサービス。

### **介護予防訪問入浴介護**

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、浴槽を積んだ入浴車などが訪問し、入浴介助を行うサービス。

### **介護予防訪問リハビリテーション**

要支援1又は要支援2の認定を受けた方を対象として、自宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行うサービス。



## 介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度上の市町村が行う地域支援事業の一つ。市町村が中心となり、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする。

## 介護療養型医療施設（療養型病床）

慢性疾患を有し、長期の療養が必要な方のために、介護職員が手厚く配置された医療機関（施設）。病状は安定していても自宅での療養生活は難しいという方が入所し、必要な医療サービス、日常生活における介護、リハビリテーションなどを受けることができる。（令和5年度末で廃止又は介護医療院へ転換予定。）

## 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方のための施設。入所により、入浴・排せつ・食事などの介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などが受けられる。

## 介護老人保健施設（老人保健施設）

入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰を目指す施設。

## 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりを組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、又は必要に応じて訪問看護などが受けられるサービス。

## 居宅介護支援

介護を必要とされる方が自宅で適切にサービスを利用できるよう、ケアマネジャー（介護支援専門員）が心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成したり、ケアプランに位置付けたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行うこと。

## 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが訪問し、療養上の管理や指導を行うこと。

## 軽費老人ホーム

身体機能の低下や高齢により独立して生活するには不安が認められる 60 歳以上の方が入所でき、生活相談や入浴、食事等のサービスを受けられる施設。

## 健康寿命

健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間のこと。

### 《さ行》

## サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造を有し、安否確認、生活相談サービスを提供する民間住宅。

## 住宅改修

住所地（住民票に登録されている住所）の住宅に手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際、20 万円を上限に（うち 1 割～3 割が自己負担）費用を支給するサービス。

## 生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす人のこと。

## 小規模多機能型居宅介護

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりを組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護や機能訓練などが受けられるサービス。

### 《た行》

## 短期入所生活介護（ショートステイ）

福祉施設に短期間入所して、宿泊しながら、日常生活上の支援や機能訓練が受けられるサービス。

## 短期入所療養介護（ショートステイ）

医療施設に短期間入所して、宿泊しながら、医療上のケアを含む介護を受けられるサービス。

## 地域支援事業

介護保険制度において、被保険者が要介護状態や要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、市区町村が行う事業。「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」からなる。

## 地域ケア会議

介護保険法において、適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものと規定されている会議。

## 地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組みのこと。

## 地域包括ケア「見える化」システム

厚生労働省が運営する、都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。介護保険に関連する情報はじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、グラフ等を用いた見やすい形で提供される。

## 地域包括支援センター

地域の高齢者の総合相談、権利擁護や地域の支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とした機関のこと。

## 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養ホーム）

定員が 29 人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行うサービス。

## 地域密着型通所介護（小規模デイサービス）

日中、利用定員 18 人以下の小規模の老人デイサービスセンターなどに通うことで、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで行うサービス。利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図る。

## **地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホームなど）**

介護保険の指定を受けた入居定員が 29 人以下の介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービス。

## **通所介護（デイサービス）**

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行うサービス。

## **通所リハビリテーション（デイケア）**

老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行うサービス。

## **定期巡回・随時対応型訪問介護看護**

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に又は密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービス。

## **特定介護予防福祉用具販売**

要支援 1 又は要支援 2 の認定を受けた方を対象として、申請により、入浴や排せつなどに使用する福祉用具の購入費を 1 年につき 10 万円を上限に（うち 1 割～3 割は自己負担）支給するサービス。

## **特定施設入居者生活介護**

介護保険の指定を受けた介護付有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行うサービス。

## **特定福祉用具販売**

申請により、入浴や排せつなどに使用する福祉用具の購入費を 1 年につき 10 万円を上限に（うち 1 割～3 割は自己負担）支給するサービス。

## とまこまい医療介護連携センター

医療や介護が必要になっても人生の最期まで住み慣れたまちで自分らしく暮らしていけるよう、医療や介護を必要とする方やそれを支える方々の連携やサポートを行うセンター。

### 《な行》

## 日常生活圏域

地域包括ケアシステムにおいて、おおむね 30 分以内に必要なサービスが提供される圏域のこと。

## 認知症ケアパス

認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れのこと。

## 認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けするサポーターのこと。

## 認知症初期集中支援チーム

複数の専門家が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。

## 認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）

厚生労働省が関係府省庁（内閣官房、内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省）と共同して平成 27 年 1 月 27 日に公表したもの。認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、7つの柱で施策を展開している。

## 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行うサービス。少人数（5人～9人）の家庭的な雰囲気の中で、症状の進行を遅らせて、できる限り自立した生活が送れるようになることを目指す。

## 認知症地域支援推進員

医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う人のこと。

## 《は行》

### 避難行動要支援者

平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方のこと。

### 福祉用具貸与

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸し出すサービス。

### ヘルスプロモーション

1986 年に WHO がカナダのオタワで開催した第 1 回ヘルスプロモーション会議の中で示された新しい考え方で、「自らの健康を決定づける要因を、自らよりよくコントロールできるようにしていくこと」と定義されている。

### 訪問介護

ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行うサービス。また、要介護 1～5 の方は、通院などを目的とした乗降介助も利用できる。

### 訪問看護

疾患等を抱えている方について、看護師などが訪問して、療養上の世話や診察の補助を行うサービス。

### 訪問入浴介護

浴槽を積んだ入浴車などが訪問し、入浴介助を行うサービス。

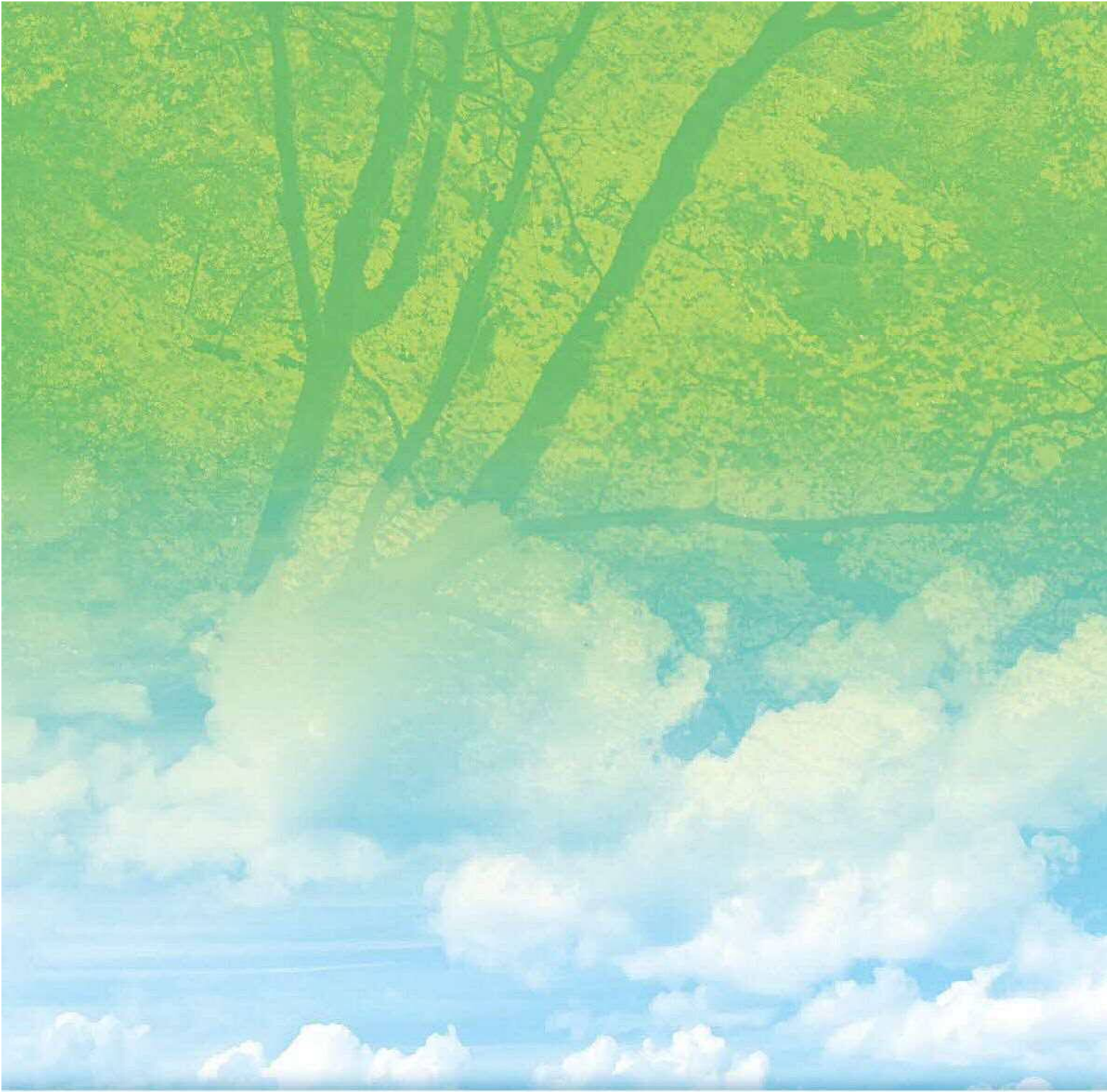
### 訪問リハビリテーション

自宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行うサービス。

## 《や行》

## 有料老人ホーム

老人福祉法に規定された高齢者向けの居住施設。高齢者が暮らしやすいように配慮した「住まい」に、食事の提供、介護の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理などの日常生活を送る上で必要な「サービス」が附帯している。なお、介護保険法に規定されている介護老人福祉施設や認知症対応型グループホームは含まない。



# 苫小牧市 高齢者保健福祉計画 第8期介護保険事業計画

発行年月：令和3年(2021年)3月

発行：北海道苫小牧市

編集：苫小牧市福祉部介護福祉課

住所：〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

電話：0144-32-6340

F A X：0144-31-4526